

チョコレート の品名及び表示に関する規定改正草案の総説明

チョコレート の品名及び表示に関する規定は、衛生福利部が 2016 年 6 月 24 日に部授食字第 1051301673 号公告により公表し、2017 年 1 月 1 日から実施している。管理の強化及び餡を含んでいる或いは非固体型のチョコレートの産品情報の透明化を図るため、「チョコレート の品名及び表示に関する規定」改正草案を作成したところ、その改正ポイントは以下のとおり。

- 一、現行の第三点を第二点に移行するとともに、法規の文字を微修正した。(改正規定第二点)
- 二、餡を含んでいるチョコレートの表示に関する規定を追加した。(改正規定第三点)
- 三、現行の第五点のココアバター代替品の規定を削除するとともに、半固体型或いは流体型のチョコレート産品の表示に関する規定を追加した。(改正規定第五点)

「チョコレート の品名及び表示に関する規定」改正草案条文対照表

改正規定	現行規定	説明
一、本規定は食品安全衛生管理法第二十二條第一項第十款、第二十五條第二項及び第二十八條第一項の規定によりこれを定める。	一、本規定は食品安全衛生管理法第二十二條第一項第十款及び第二十五條第二項の規定によりこれを定める。	第二点、第三点の前段、第四点の前段及び第五点の規定に合致しないものについては、特定の品名を表示してはならないと規定されていることから、本規定の制定根拠に追加した。
二、 <u>カカオ脂、カカオパウダー</u> 或いは <u>カカオリカー</u> 等の <u>カカオ製品</u> を原料とし、砂糖、乳製品或いは食品添加物を添加し製造された餡を含まない固体型の産品については、その品名の表示は以下の規定を遵守しなければならない。 (一)品名の表示が「 <u>ブラックチョコレート</u> 」のものについては、 <u>総カカオ固形</u>	二、 <u>本規定に定めるチョコレート</u> は、 <u>カカオ製品</u> を原料とし、砂糖、乳製品或いは食品添加物を添加し製造された餡を含まない固体型の <u>ブラックチョコレート</u> 、 <u>ホワイトチョコレート</u> 及び <u>ミルクチョコレート</u> とする。 三、 <u>チョコレートの品名</u> は以下の規定に基づき表示しなければならない。 (一) 品名の表示が「 <u>ブラック</u>	現行の第三点の各種のチョコレートのカカオ脂等の含有量に関する規定を本点の第一款、第二款、第三款及び第四款に移行するとともに、法規の文字を微修正した。

<p><u>物が少なくとも35%、カカオ脂は少なくとも18%、非脂肪カカオ固形物は少なくとも14%を含むこと。</u></p> <p><u>(二)品名の表示が「ホワイトチョコレート」のものについては、カカオ脂は少なくとも20%、牛乳固形物は少なくとも14%を含むこと。</u></p> <p><u>(三)品名の表示が「ミルクチョコレート」のものについては、総カカオ固形物は少なくとも25%、非カカオ固形物は少なくとも2.5%、牛乳固形物は少なくとも12%を含むこと。</u></p> <p><u>(四)品名の表示が「チョコレート」のものについては、その原料及び含有量は前述の三項目に従うこと。</u></p>	<p>チョコレート」のものについては、<u>カカオ脂にカカオパウダー、カカオリカーを混合したものを原料とし、かつ総カカオ固形物は少なくとも35%、カカオ脂は少なくとも18%、非脂肪カカオ固形物は少なくとも14%を含むこと。</u></p> <p>(二) 品名の表示が「ホワイトチョコレート」のものについては、<u>カカオ脂及び粉乳を原料とし、かつそのカカオ脂は少なくとも20%、牛乳固形物は少なくとも24%を含むこと。</u></p> <p>(三) 品名の表示が「ミルクチョコレート」のものについては、<u>カカオ脂及び粉乳にカカオパウダー、カカオリカーを混合したものを原料とし、かつその総カカオ固形物は少なくとも25%、非脂肪カカオ固形物は少なくとも2.5%、牛乳固形分は少なくとも12%を含むこと。</u></p> <p>(四) <u>品名に「チョコレート」と表示するものについては、その原料及び含有量は前述の三項目に従うこと。</u></p>	
<p>三、前点に定めるチョコレートのうち、その他の食品</p>		<p>一、本点を追加した。 二、餡を含んでいる固</p>

<p>原料を添加することにより製造された固体型の産品であり、かつ品名がチョコレートのものであるについては、そのチョコレートの含有量は少なくとも25%を含むこととし、その産品は品名の前に「餡を含んでいる」、「加工」或いはこれと同等の意味を有する文字を追加表示しなければならない。</p>		<p>体型のチョコレートの表示に関する規定を追加した。</p> <p>三、現行の第三点を第二点第一款、第二款、第三款及び第四款に移行した。</p>
<p>四、<u>第二点及び前点のチョコレートのうち、その他の植物油を添加したものについては、その添加量は当該産品の総重量の5%を超えてはならない。その産品は品名の付近に「植物油を添加している」或いは同等の意味を有する文字を追加表示しなければならない。</u></p>	<p>四、<u>カカオ脂の代わりに植物油を添加したチョコレートについては、その添加量は当該産品の総重量の5%を超えたものは、品名の付近に「カカオ脂に植物油を添加している」或いは同等の意味を有する文字を表示しなければならない。</u></p>	<p>一、本点の文字を微修正するとともに、「カカオ脂の代わりに」及び「カカオ脂に」の文字を削除する。</p> <p>二、チョコレートに含まれるカカオ脂の量を維持することを前提に、その他の植物油の添加は可能とし、且つ当該産品の総重量の5%を超えてはならないという表示の規定を明記する。</p> <p>三、本点でいう「その他の植物油」は、カカオ脂以外の植物油を指す。例えば、パーム油、シアバター等。</p>
<p>五、品名の表示が「チョコレートペースト（或いはシ</p>		<p>一、本点を追加した。</p> <p>二、半固体型或いは流</p>

<p>ロップ)」或いは同等の意味を有する文字を表示しているものについては、カカオ脂、カカオパウダー或いはカカオリガー等のカカオ製品を原料とし、その他の食品原料を添加することにより半固体型或いは流体型に製造され、その総カカオ固形物は少なくとも5%或いはカカオ脂は少なくとも2%を含まなければならない。</p>		<p>体型のチョコレートの表示に関する規定を追加した。</p>
	<p>五、カカオ脂の代わりに植物油を添加したチョコレートのうち、その添加量が当該製品の総重量の5%を超えたものについては、品名の前に「コアバター代替品」の文字を追加表示しなければならない。</p>	<p>一、本点を削除する。 二、Codex 及び EU 等のチョコレートに対する管理規定と一致させるため、削除する。</p>
<p>六、本規定の表示方法について： (一) 包装したチョコレートについては、<u>第二点</u>、<u>第三点</u>、<u>第四点</u>或いは前点の規定に従い表示し、その文字サイズの縦横はそれぞれ0.2センチを下回ってはならない。 (二) <u>税籍登記している食品販売業者がばら売りのチョコレート</u>を販売する場合、販売場所において、<u>第二点</u>、<u>第三点</u>、<u>第四点</u>或いは前点の規</p>	<p>六、本規定の表示方法について： (一) 包装したチョコレートは、<u>第三点</u>、<u>第四点</u>或いは前点の規定に従い表示し、その文字サイズの縦横はそれぞれ0.2センチを下回ってはならない。 (二) <u>営業登記している食品販売業者がばら売りのチョコレート</u>を販売する場合、販売場所において、<u>第三点</u>、<u>第四点</u>或いは前点の規定に従い、カード、ラベル或</p>	<p>「営業登記規則」の法規の名称を「<u>税籍登記規則</u>」に変更することにより、文字を微修正する。</p>

<p>定に従い、カード、ラベル或いは表示札等の方式による掲示、立て札、シール或いはその他明確な方法により表示しなければならない。ラベル表示するものについては、その文字サイズの縦横はそれぞれ0.2センチを下回ってはならない。そのほかの表示札で表示するものについては、それぞれ2センチを下回ってはならない。</p>	<p>いは表示札等の方式による掲示、立て札、シール或いはその他明確な方法により表示しなければならない。ラベル表示するものについては、その文字サイズの縦横はそれぞれ0.2センチを下回ってはならない。そのほかの表示札で表示するものについては、それぞれ2センチを下回ってはならない。</p>	
<p>七、第二点、第三点の前段、第四点の前段或いは第五点の規定に違反するものは、「食品及相関産品標示宣伝広告涉及不実誇張易生誤解或医療效能認定準則」に定める第四条第一項第一款の状況に該当する。</p>		<p>一、本点を追加した。 二、本表示規定の第二点、第三点の前段、第四点の前段或いは第五点の規定に違反するものは、本法第二十八条第一項の規定に定める不実表示の状況に該当する。</p>